

一般社団法人日本ゴールボール協会 理事選出規程

（総則）

- 第1条 本規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下「当協会」）定款第24条第1項の規定に基づき、次期理事を選出する事項を定める。
- 2 次期理事選出は、新任候補の提示とともに、正会員からの立候補を図り、正会員の選挙により選出する。
 - 3 理事選挙には、選挙管理委員会（以下「選管」）を置き、選管が執行する。
 - 4 選管規程は、別にこれを定める。

（選挙権・被選挙権）

- 第2条 理事の選挙権・被選挙権は、選挙実施対象年度の前年度3月開催定例総会時点で正会員登録の済んでいる者が有する。
- 2 選出する理事定数は、当協会定款第23条一の規定に基づき、現理事会により決定された定数とする。

（被選挙権者）

- 第3条 被選挙権者は、別に定める届出用紙に、所定の事項を記入し、選管が定める期日までに届け出なければならない。
- 2 立候補による被選挙権者は、3年以上正会員を継続し、且つ法律に定められる成人でなければならない。
 - 3 立候補による被選挙権者は、選挙実施対象年度の前年度3月末時点で、登録の済んでいる正会員6名からの推薦を受けなければならない。

（公示）

- 第4条 選管は、投票締切りの10日前までに、被選挙権者一覧表を作成し、有権者に配布する。

（選挙日）

- 第5条 選挙は、現任理事任期満了年度の決算総会日までに実施する。

（選挙方法）

- 第6条 選挙は、無記名による被選挙権者への信任及び不信任の投票とする。
- 2 電子的投票もしくは、所定の投票用紙を用いていないものは無効とする。
 - 3 立候補者が出ない場合は、現任理事会のもと推薦者を選出し、総会で選定する。

（当選者）

- 第7条 総投票者数の過半数から信任を得て立候補者を当選者とする。
- 2 当選者は、選管の承認を経て、現任会長が会員に報告する。
 - 3 同数により下位当選者が並んだ場合は、抽選によって決定する。
 - 4 立候補者数が、理事定数と等しいか、あるいはこれに満たない場合は、選挙を省略することができる。

- 5 選挙終了後、理事定数に満たない場合は、新任理事による推薦者を選定し、総会で決定する。

(疑義申立)

第8条 選挙結果に疑義のある者は、選管に対し異議を申し立てることができる。

- 2 異議申し立ての期間は、新理事氏名公表後一か月以内とする。

(その他)

第9条 この規程の改正は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(附則)

この規程は、2020年6月9日から施行する。